

● 障がいがあるかたのために 各種手当・助成

☎ 社会福祉課 ☎0297-21-2190

身体障害者手帳の交付

身体障害者手帳は、視覚、聴覚、肢体などの永続する障がいのあるかたが更生医療、補装具、日常生活用具の給付等の各種サービスや支援を受けるために必要となるものです。

指定医師の診断書を添えて申請し、認定を受けた場合に交付されます。

療育手帳の交付

療育手帳は、児童相談所や福祉相談センターにおいて知的障がいと判定されたかたに交付されます。知的障がい児（者）に対し、一貫した指導・相談を行うとともに、各種の援護措置を受けやすくするために必要となるものです。

精神障害者保健福祉手帳の交付

一定の精神障がいの状態にあるかたに交付されるもので、等級により各種サービスが受けられます。

自立支援医療（精神通院）制度

精神通院医療を促進し、その適正な医療の普及を図るため、通院医療に要する費用の一部を公費で負担する制度です。原則として医療費の1割が自己負担となります。

自立支援医療（更生医療・育成医療）制度

身体に障がいのあるかたが生活上の便宜を増すために障がい程度を軽くしたり、機能を回復し職業能力を増進するため、手術などに要する費用の一部を公費で負担する制度です。原則として医療費の1割が自己負担となります。

特別障害者手当

特別障害者手当は、精神または身体に重度の障がいがあるため、日常生活で常時特別な介護を必要とする20歳以上、在宅のかたに支給されます。

障害児福祉手当

障害児福祉手当は、精神または身体に重度の障がいがあるため日常生活で常時介護を必要とする20歳未満、在宅のかたに支給されます。

特別児童扶養手当

特別児童扶養手当は、精神または身体に障がいのある20歳未満の児童を家庭で養育しているかたに支給されます。

在宅障害児福祉手当

在宅障害児福祉手当は、精神または身体に障がいのある20歳未満の児童を家庭で養育しているかたに支給されます。特別児童扶養手当に該当する程度の障がいのある児童が対象です。

補装具の給付、修理

障がい者の障がいのある部分を補って、必要な身体機能を獲得し、または補うために用いられるつえ、補聴器、義肢、装具、車いすなどの用具の交付・修理を行います。原則として費用の1割が自己負担となります。

日常生活用具の給付

障がい者の日常生活が円滑に行われるよう、特殊寝台、特殊マット、点字器、ストマ用装具などの日常生活用具の支給を行います。原則として費用の1割が自己負担となります。

公共交通利用料金助成

障がい者が医療機関などへの通院で公共交通機関を利用する場合に、年15,000円分の助成券が支給されます。ただし、自動車税・軽自動車税の減免措置を受けているかたを除きます。

心身障害者扶養共済制度

心身障がい者の保護者が一定の掛け金を拠出し、その保護者に万一のことがあった場合は、その障がい者に対して終身年金が支給されます。

障害者福祉サービス

障害者総合支援法にもとづき、障がい者の状態やニーズに応じた適切な支援が効率的に行われるよう、個別に支給決定を行います。生活上または療養上の必要な介護を受ける「介護給付」、身体的または社会的なリハビリテーションや就労につながる支援を受ける「訓練等給付」、市が地域の実情に応じて実施する「地域生活支援事業」があります。原則として費用の1割が自己負担となります。

● 生活にお困りのかたのために 各種手当・助成

☎ 社会福祉課 ☎0297-21-2190

生活保護

生活保護は、病気や高齢などで仕事ができなくなったり、そのほかの理由で収入が少なくなり、最低限度の生活が維持できない世帯に、程度に応じた援助をし、一日も早い自立の手助けを目的としています。

世帯全体の働く能力や資産の活用、親族からの援助など、できる限りの努力をしたうえで、国で決めた最低生活基準に満たない分だけが保障されます。

生活困窮者自立支援制度

働きたくても働けない、住むところがないなどの困りごとをご相談ください。相談窓口では一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、専門の支援員が相談者に寄り添いながら、ほかの専門機関と連携して、解決に向けた支援を行います。